

山梨県後期高齢者医療広域連合議会  
平成 22 年第 1 回定例会  
会 議 録

平成 22 年 2 月 17 日 開会

平成 22 年 2 月 17 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### ○招集告示

#### 第1号(2月17日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○議会運営委員の選任について	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議決事件の字句及び数字等の整理	17
○閉会	17
○会議録署名	17

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 1 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 1 回定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 2 月 10 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 宮島 雅展

- 1 期日 平成 22 年 2 月 17 日(水) 午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

### 【応招・不応招議員】

#### 応招議員(23 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	4 番 大村政啓 君
5 番 内藤次郎 君	6 番 清水正雄 君	7 番 清水 実 君
8 番 千野秀一 君	9 番 清水富貴雄 君	10 番 志村直毅 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 一瀬 明 君	14 番 秋山詔樹 君
15 番 長澤捷利 君	17 番 望月利金 君	18 番 芦澤健拓 君
19 番 遠藤雄一 君	20 番 深澤平助 君	21 番 水越 昭 君
22 番 石原 滋 君	23 番 後藤政行 君	24 番 槌屋 正 君
25 番 梶原岩男 君	26 番 高山泰治 君	

#### 不応招議員(5 名)

3 番 上杉 実 君	11 番 関戸将夫 君	16 番 野中忠義 君
27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君	

## 山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 1 回定例会

議事日程(第 1 号)

平成 22 年 2 月 17 日(水) 午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 4 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 9 議案第 5 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10 議案第 6 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 11 まで議事日程に同じ

---

### 応招議員(23 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	4 番 大村政啓 君
5 番 内藤次郎 君	6 番 清水正雄 君	7 番 清水 実 君
8 番 千野秀一 君	9 番 清水富貴雄 君	10 番 志村直毅 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 一瀬 明 君	14 番 秋山詔樹 君
15 番 長澤捷利 君	17 番 望月利金 君	18 番 芦澤健拓 君
19 番 遠藤雄一 君	20 番 深澤平助 君	21 番 水越 昭 君
22 番 石原 滋 君	23 番 後藤政行 君	24 番 槌屋 正 君
25 番 梶原岩男 君	26 番 高山泰治 君	

---

### 不応招議員(5 名)

3 番 上杉 実 君	11 番 関戸将夫 君	16 番 野中忠義 君
27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君	

---

### 地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 宮島雅展君	事務局長 嶋口昇君	事務局次長 小川和仁君
会計管理者 矢嶋亘君	リーダー 神澤卓見君	

---

### 事務局職員出席者

書記長 二宮仁	書記 槌屋和寛	書記 石川竜也	書記 塚原賢
---------	---------	---------	--------

---

## 【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(斉藤憲二君) ご苦労さんです。これより、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 1 回定例会を開会いたします。

議員定数 28 人のうち、本日の出席議員は 23 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

## 【諸般の報告】

●議長(斉藤憲二君) 今日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告を申し上げます。

3 番 上杉実君、11 番 関戸将夫君、16 番 野中忠義君、27 番 古家悦男君、28 番 守屋茂久君から、欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決しました。

---

## 【広域連合長あいさつ】

●議長(斉藤憲二君) ここで、宮島広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

宮島広域連合長。

○広域連合長(宮島雅展君) こんにちは、うすら寒い天気です。何かとお忙しいところ有難うございます。ごあいさつを申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 22 年第 1 回定例会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本日の議会にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から、当連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度も発足から、まもなく 2 年が経過いたします。

現在、国におきまして厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議が発足し、平成 25 年度からの新制度の導入に向け検討が進められております。

一方、現行の後期高齢者医療制度では、法律に基づき 2 年毎に保険料率の見直しを行おうことと成っておりますので、本日の議会で、平成 22 年度、23 年度の保険料率につきまして、ご審議をいただくこととなります。

保険料率の算定に当たりましては、国からの指導の下、被保険者の負担を少しでも減らすため、当連合といたしましては、保険料率を据え置くこととする内容で条例の改正をお願いするものでございます。

その他、平成 21 年度一般会計及び特別会計補正予算案及び、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定、並びに平成 22 年度一般会計及び特別会計予算案等の議案を提案させていただき次第でございます。

詳細につきましては、後ほど担当者から説明させていただきますので、何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後も、この後期高齢者医療制度に関しましては、様々な変革が予想されますが、当連合といたしましては、被保険者の皆様はじめ、県民の皆様にご納得のいただける制度運用に、鋭意努力してまいり所存であります。皆様方におかれましては、当連合の事業推進に更なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。あいさつにさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### 【議席の指定】

●議長(斉藤憲二君) それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました3名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、6番 清水正雄君、12番 廣瀬一君、18番 芦澤健拓君と議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番 大村政啓君、20番 深澤平助君を指名いたします。

---

#### 【会期について】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第3「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 【議会運営委員の選任】

●議長(斉藤憲二君) 日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員は、堀内弘一君、日向英明君の任期満了により、欠員となっておりますので、新たに選任する必要がございます。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長が指名することとなりますので、指名させていただきます。

26番 高山泰治君と19番 遠藤雄一君を議会運営委員に指名いたします。

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。議会運営委員として、高山泰治君と遠藤雄一君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました 両君を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

---

#### 【日程第5 議案第1号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第5 議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案の提案理由は、平成 22 年度及び 23 年度の保険料率の改定、並びに平成 22 年度における所得の少ない者への負担軽減の対策及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例措置を継続することにより、円滑な制度運営を図るため、条例を改正するものであります。

具体的な条文の改正内容につきましては、資料 1 の条例説明書により説明させていただきたいと思っております。

条例説明書の 1 ページをお開きください。

条例改正の要旨であります。後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は 2 年とされているため、平成 22 年度及び 23 年度の保険料率の改定を行う必要があることと、保険料の軽減についても、21 年度と同様の措置を継続することを目的としたものでございます。

次に、具体的な内容につきましては、1 点目が昨年の 11 月に国からの通知により、保険料の上昇を抑制する措置を講じるため、平成 22 年度及び 23 年度の保険料について、平成 20 年度及び 21 年度と同様にするもので、具体的には所得割率 7.28%、均等割額 38,710 円とすることです。

2 点目として、平成 22 年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の負担を、特例として 21 年度と同様に 9 割軽減とするものであります。

3 点目は、平成 22 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、均等割額を 7 割軽減するものについて、21 年度と同様に 8.5 割軽減とするものであります。

従いまして、均等割額の軽減は所得に応じて、2 割軽減、5 割軽減、8.5 割軽減、9 割軽減の 4 段階となります。

4 点目は、不均一賦課についてであります。ご承知のとおり制度発足前の一人当たりの医療給付費が低かった小菅村については、6 年間保険料を低く設定することになっており、6 年間で山梨県の全体の保険料に段階的に近づくようになっております。従いまして、小菅村の保険料は若干上がることになりまして、所得割率を 6.4%とし、均等割額を 34,064 円とするものであります。

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行いたします。

次に、新旧対照表がありますが、次のページをご覧ください。

第 7 条が所得割率について、平成 22 年度及び 23 年度についても 7.28%を継続すること、第 8 条が均等割額 38,710 円を継続することであり、附則の第 14 条及び 15 条については、被扶養者であった被保険者の保険料賦課の特例として、9 割軽減とするものであります。

また、附則の第 16 条につきましては、所得の少ない者の特例として、8.5 割軽減とするものであります。

次のページの別表につきましては、不均一賦課に係る小菅村の保険料率でございます。

以上が、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 質疑無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって、「議案第 1 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【日程第 6 議案第 2 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程 6 議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 島口事務局長

○事務局(島口昇君) それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

提案理由でございますが、本条例の改正につきましては、平成22年度において、平成21年度と同様に保険料を軽減する財源に充てるために、基金の用途を拡大し、併せて期間を延長することにより、円滑な制度の運営を図るための条例改正であります。

具体的な改正内容につきましては、資料1の「条例説明書」5ページをお開きください。

要旨につきましては、議案の提案理由と同じであります。

内容の1点目でございますが、平成22年度において、21年度と同様に被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料を減額するための財源に充てるものであります。

2点目につきましては、平成21年度と同様に、均等割額9割軽減及び所得割5割軽減の財源に充てるものであります。

3点目につきましては、平成21年度と同様に均等割額が7割軽減されるものについて、8.5割に軽減するための財源に充てるものであります。

4点目につきましては、この条例は、平成25年3月31日限りでその効力を失うものであります。

この条例は、平成22年4月1日から施行することになります。

次に、6ページの新旧対照表をご覧ください。

第6条につきましては、基金の処分について定めたものでありまして、第1項第1号が被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料を減額するための財源に充てるものであります。

次ページの第5号が、均等割額9割軽減及び所得割5割軽減の財源に充てるものであります。

また、第6号が、均等割額が7割軽減されるものについて、8.5割に軽減するための財源に充てるものであります。

なお、この臨時特例基金の財源として、国から円滑運営臨時特例交付金として、今年度約6億1,595万円が交付されますので、今回補正に計上させていただき、当広域連合では基金として積立て、来年度の保険料の軽減に充当する予定であります。

以上が、臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようでありますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論も無いようでありますので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員でございます。よって「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 【日程第7 議案第3号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第7 議案第3号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第3号でございますけれども、議案の7ページをご覧ください。平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号を説明させていただきます。

本補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万9千円を増額し、歳入歳出それぞれ5億2,021万4千円とするものであります。

補正の項目につきましては、本日配布致しました、お手元の別冊「予算説明に関する参考資料」に基づき、説明したいと思います。参考資料の2ページをご覧ください。

歳入であります。4款 財産収入の4万円の増額は、財政調整基金で生じた利子を受け入れるものであります。

6款 諸収入の39万9千円の増額は、歳計現金の利子を受け入れるものであります。

歳出であります。2款 総務費の520万円の減額は、各節につきまして不用額が見込まれるものを減額するものです。主なものは、3節の職員手当等のうち、職員時間外勤務手当について不用額が見込まれるため、これを減額するものです。

3款 民生費の173万5千円の増額は、特別会計における事務費の繰出し金の増額であります。

4款 諸支出金の増額4万円は、事務費負担金を積み立てておく財政調整基金で生じた利子の受け入れになります。

以上が、議案第3号の説明でありました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようでありますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございますか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようでありますので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【日程第8 議案第4号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第8 議案第4号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第4号でございます。議案の11ページをご覧ください。

平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

本補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億1,857万6千円を増額し、歳入歳出それぞれ839億278万5千円とするものです。

詳細な項目につきましては、参考資料のほうでご説明させていただきたいと思っております。参考資料の6ページをご覧ください。

歳入であります。1款 市町村負担金、1項 市町村負担金のうち、1目 保険料等負担金は保険料の均等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減が見込より多くなりました。保険料収入が減少しましたので、この負担金を減額するものです。

2目の療養給付費負担金は、医療給付費の増額により市町村の定率負担分が増加しことによるものであります。

また、2項 市町村補助金、1項 保険基盤安定負担金は、保険料軽減の7割軽減、5割軽減、2割軽減の増加により、減少した保険料相当額を補てんする保険基盤安定負担金が増加したものです。

1款の補正額は合計で1億2,119万2千円の増額になります。

2款 国庫支出金の主な補正であります。1項 国庫負担金、1目 療養給付費負担金は、給付費の増額により、国の定率負担分が増加したものです。

2目 高額医療費負担金は、レセプト一件当たり80万円を超える部分への国の補助金です。対象額の増加に伴い増額するものであります。

2項 国庫補助金、1目 調整交付金は、広域の財政状況に応じて交付されるものであります。給付費の増額により増加したものです。

2目 国費補助金のうち主なものは、4節の円滑運営事業補助金で、平成20年度の保険料軽減に係る追加交付であります。

3目の円滑運営臨時特例交付金は、平成22年度における保険料均等割の8.5割軽減、9割軽減等の特例措置を実施するための交付金を、本年度中に受け入れることから増額したものです。

2款 国庫支出金の補正額合計は、12億9,717万円の増額であります。

7ページになります。

3款 県支出金の主な補正であります。1項 県負担金、1目 療養給付費負担金及び2目 高額医療費負担金は、国の負担金と同様に対象額の増加により、増額補正するものであります。

3項 県補助金、1目 健康診査費補助金は、健康診査費用への県の補助金であります。受診者数が見込より減少したもので、減額補正するものです。

3款 県支出金の合計補正額は1億6,269万1千円の増額であります。

第4款 支払基金交付金は若年者からの支援金であります。医療費の増加により定率負担分が増えたものでありまして、補正額は1億9,972万円8千円の増額であります。

5款 特別高額医療費共同事業交付金の1,000万円の減額は、400万円以上のレセプトのうち200万円以上の部分について、一定割合で交付されるものですが、実績により減額するものです。

6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金は、歳出の総務費の増額に伴い、市町村事務費負担金を受け入れるものです。

2項 基金繰入金の減額は、本年度の特例措置による均等割8.5割軽減、9割軽減等の額が減少することが見込まれますので、財源である臨時特例基金の取り崩し額を減額するものです。

6款 繰入金の補正額合計は、8,220万5千円の減額であります。

9款 諸収入は第三者行為に係る納付金の増額でありまして、3,000万円の増であります。

歳出であります。8ページをご覧ください。

1款 総務費は、216万7千円の増額であります。主なものは、19節 負担金、補助及び交付金であります。市町村が実施した広報への補助金で、実施内容確定により増額しました。

2款 保険給付費、1項 療養諸費の増額は、1目 療養給付費が1.3%の増加が見込まれること、それから、5目の審査支払手数料がレセプト件数の増加により増額するものと、6目 療養費が1.8%の増加が見込まれることにより、それぞれ増額いたしました。

また、3項 その他医療給付費、1目 葬祭費は、700件の支給増が見込まれますので、増額補正をするものです。2款 保険給付費の補正額の合計は、10億8,268万8千円であります。

9ページになります。

4款 特別高額医療費共同事業拠出金は、400万円以上のレセプトに係る交付金の減額により、拠出金も減額となったものであります。補正額の合計は、613万6千円の減額であります。

5款 保険事業費の減額につきましては、1目 健康診査費が市町村健診受診者の減少により減額しました。また、2目 その他健康保持増進費が、市町村健康づくり事業費の減少により減額しました。

5款 保険事業費の補正額の合計は、2,081万1千円の減額であります。

6款 基金積立金のうち、2目 臨時特例基金積立金は、平成22年度の保険料均等割の8.5割軽減、9割軽減等の特例措置による保険料軽減のため、国から交付された補助金を基金に積み立てるものです。

6款の補正額合計は、6億6,046万9千円の増額であります。

8 款 諸支出金は、還付加算金の必要が生じたため 19 万 9 千円を増額するものです。  
以上が、平成 21 年度特別会計補正予算の内容でありました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。  
ただいまから、議案第 4 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようでありますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はございますか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので、討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。議案第 4 号「平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって「議案第 4 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 【日程第 9 議案第 5 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 9 議案第 5 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題とします。  
事務局に説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第 5 号であります。議案の 17 ページをご覧ください。

平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 1,442 万 1 千円とするものです。

予算項目について、参考資料で説明させていただきたいと思っております。参考資料の 13 ページをご覧ください。

歳入であります。1 款 分担金及び負担金は、事務費に係る市町村の負担金で、昨年と同額の 5 億 40 万 6 千円であります。

2 款 国庫支出金は、665 万 6 千円で昨年当初より 303 万 1 千円の増額となっております。1 項 国庫補助金は、保険料不均一課税に係る国の負担であります。保険料不均一課税は、6 年間の措置となっておりますが、2 年毎に減額が少なくなりますので、昨年より予算額は減少しております。

2 項の国庫補助金は、重複受診者指導等の医療費適正化事業への補助金であります。

3 款 県支出金 65 万円は、保険料不均一課税に係る県の負担であり、国と同額となっております。

4 款 財産収入 92 万円は、一般会計で管理する財政調整基金及び臨時特例基金で生じる利子の受け入れであります。

5 款 繰越金 538 万 8 千円は、昨年度の繰越し金であります。

6 款 諸収入 40 万 1 千円は、歳計現金の利子を受け入れるものであります。

以上が歳入であります。

歳出であります。14 ページをご覧ください。

1 款 議会費 123 万円は、議会の開催に係る、報酬及び会場の借り上げ料等の費用となります。富士川町の合併に伴い、議席数が少なく成っておりますので減額となっております。

2 款 総務費は 1 億 5,756 万 6 千円で、昨年より 454 万円の減額であります。1 項 総務管理費のうち、3 節 職員手当等は、職員の通勤手当及び時間外勤務手当等になります。

15 ページになりますが、14 節 使用料及び賃借料は、市町村システムと結ぶエルジーワン回線の使用料及び広域の事務室の借り上げに係る費用等が主な内容となります。

19 節 負担金補助及び交付金は、派遣職員の人件費を派遣元市町村に負担金として支払うものが主なものとなります。職員の人件費につきましては、一旦派遣元市町村が支給していますので、同額を負担

金として市町村に返還するものであります。1項 総務管理費の主な内容、以上が主な内容でありました。

2項 選挙費、3項 監査委員費につきましては昨年と同額の計上であります。

3款の民生費は、3億5,341万5千円で609万2千円の増額であります。市町村共通経費を特別会計の事務費等へ充当するために繰出するものと、不均一賦課及び医療費適正化事業に係る、国、県の補助金を特別会計に繰出すものであります。

4款 諸支出金は92万1千円であります。財政調整基金及び臨時特例基金で生じた利息の積立となります。

5款 予備費として128万9千円を計上いたしました。

以上が、平成22年度一般会計予算の内容であります。宜しく、ご審議の程、お願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 質疑無いようでありますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございますか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようでありますので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって「議案第5号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 【日程第10 議案第6号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第10 議案第6号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第6号でございますけれども、議案の21ページをご覧ください。

平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ847億2,545万6千円とするものであります。

予算項目につきましては、参考資料の方で説明させていただきたいと思っております。参考資料の18ページをご覧ください。

歳入であります。1款 市町村支出金は、134億922万3千円で、昨年より3億3,207万2千円の増額であります。約2.5%の伸び額となっております。

1目 保険料等負担金は、市町村で徴収した保険料を、負担金として支払っていただくものです。保険料率は据え置きであります。所得が減少するという見込から昨年に比べ減額となっております。

2目 療養給付費負担金は、療養給付費に係る市町村の定率負担であります。

3目 保険基盤安定負担金は、7割、5割、2割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金であります。市町村は、県負担分の4分の3を受け入れ、市町村負担分の4分の1を合わせ、広域連合に納付いたします。

2款 国庫支出金は、277億1,631万7千円で、昨年より16億2,985万8千円の増額となります。

1項 国庫負担金のうち、1目 療養給付費負担金は、療養給付費に係る国の定率負担であります。

2項 高額医療費負担金は、レセプト一件当たり80万円をこえる医療費への補助金であります。

2項 国庫補助金のうち、1目 調整交付金は、広域の財政力に応じて補助されるものであり、医療給付費の12分の3を目途に交付されます。

2目 健康診査費補助金は、健診費用に対して交付されます。本年度の実施状況の見込から昨年度よ

り減額としています。

3目 特別高額医療費共同事業補助金は、400万円以上のレセプトのうち200万円以上を広域化する事業に対し、当広域が拠出する拠出金相当額が交付されるものです。

19ページになりますが、3款 県支出金は、68億3,420万4千円で、3億9,763万円の増額であります。

1項 県負担金の1目 療養給付費負担金、2目 高額医療費負担金は、それぞれ国の補助金と同じ内容となっています。

第3項 県補助金は、健康診査費用への県の補助金であります。健康診査につきましては、広域の努力義務と位置づけられており、制度上、国、県の公費助成は受けられない状況にあります。第1期保険料期間におきましては、高齢者の健やかな生活や健康づくりを担う県の事業の一環といたしまして、補助金を交付していただきましたが、第2期保険料期間についての対応は、現在、交渉中でありますので、予算は存目としてございます。補助が決定すれば、補正で対応させていただきたいと思っております。

4款の支払基金交付金は、350億9,546万2千円で、昨年度より13億2,152万9千円の増額となっています。この交付金につきましては、現役世代からの支援であり、療養給付費のおよそ4割に当たる金額が交付されます。

5款 特別高額医療費共同事業交付金272万円は、400万円以上のレセプトについて、一定割合で交付されるものです。

6款 財産収入100万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じた利子の受け入れであります。

7款 繰入金は、15億6,652万3千円で、昨年度より6億2,936万3千円の増額であります。

1項の一般会計繰入金は、各市町村からの事務費負担金、保険料不均一賦課に係る補助金及び医療費適正化事業補助金を、それぞれ受け入れるものであります。

20ページになりますが、2項の基金繰入金のうち、1目 臨時特例基金繰入金は、平成22年度に実施する保険料均等割の8.5割軽減、9割軽減等の特例措置に係る費用を、平成21年度補正予算第3号で臨時特例基金に積み立ていたしましたので、これを取り崩し会計に繰り入れるものであります。

また、3目 後期高齢者医療給付基金繰入金は、平成22年度の保険料を据え置きしたために生じる不足額を、剰余金を積み立てた医療給付基金の取り崩しにより対応するものです。

8款 繰越金、9款 財政安定化基金借入金は、存目であります。

10款 諸収入1億5千円の主なものは、3項 雑入の第三者行為に係る返納金であります。

次に、歳出でありますけれども、21ページをご覧ください。

1款 総務費は、3億5,227万6千円で、昨年度より1,109万1千円の減額であります。

1節 報酬、3節 職員手当等、4節 共済費、7節 賃金は、嘱託職員、臨時職員に係る人件費になります。

11節 需用費は、事務消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の費用であります。

12節 役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、レセプトに係る各種手数料となります。

13節 委託料は、広域連合システムに係る委託、レセプトの資格確認委託料、レセプトの2次点検委託料等が主な内容になります。

22ページをご覧ください。2款 保険給付費は842億252万7千円で、前年度より42億4,476万3千円の増額で昨年と比較して5.3%の増額であります。

1項 療養諸費のうち、1目 療養給付費が通常の医療給付であります。5目の審査支払手数料は、前年度、一件当たり103円だったものを、交渉により95円に引きさげて貰えたので減額となっております。

3項 その他医療給付費は葬祭費であります。

3款 県財政安定化基金拠出金は、7,800万円で前年度と比較して559万6千円の増額であります。

4款 特別高額医療費共同事業拠出金808万円は、400万円以上のレセプトを広域化する共同事業への拠出金であります。

23ページであります。5款 保健事業費は、5,892万4千円で、前年度より331万2千円の減額であります。1項 健康診査費は、国、県の補助金を受けて、市町村の実施する健康診査事業に対して交

付する補助金であります、県の補助金が現状では決定しておりませんので減額となっております。

2目 その他健康保持増進費は、市町村の健康づくり事業への補助金であります。

6款 基金積立金 100万1千円は、2目の後期高齢者医療給付基金に、利息を積み立てるものであります。

7款 公債費 150万円は、資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものであります。

8款 諸支出金 2,114万8千円は、保険料の還付金であります。

9款 予備費を 200万円計上いたしました。

以上が、平成22年度特別会計予算の内容でありました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 23番 後藤政行君。

○23番 後藤政行君 23番 後藤政行ですけれども、ちょっと執行部に教えてもらいたいと思います。療養給付費がだいぶ増額になるわけですが、特別会計の補正の方を見たら、葬祭費が700人も増加しているんですけども、今回6,417人の死亡を予定していて、予算計上が3億2千万。

それで、今後、死亡者と新たに被保険者になる人達を増減して、どの位の被保険者の増額、人数的にどの位増額をシュミレーションしているのか。

そして、この死亡者の計算については、前回のような間違いが無いように、どのような計算式で6,417名の死亡を推定しているのか、ちょっとご回答、説明願いたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 事務局。小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) はい。ご質問は、死亡に関する人数でございますけれども、6,417人を見込んでおりますけれども、システムの方から算出したものであります。

人口の増につきましては、死亡者と75歳に到達して新たに被保険者となった方の伸びでございますけれども。

失礼いたしました。全体として3.5%の増になっておりますので。

失礼いたしました、9,300人程の増を見込んでおりまして、死亡者が6,417人ございまして、全体では3.5%の被保険者の伸びとなっております。以上であります。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○23番 後藤政行君 そうするとですね、9,300人の被保険者が増加するという事なので、その増加のパーセントの、保険、前年度と対比して増額の予算計上は適正なものかどうか。3.5%の伸びに成っているのか、また、途中で補正というようなことが出来るだけ無いようにしたいわけなんですけれど、それらは適正なものでしょうか。お願いします。

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) はい、これらの伸びにつきましては、予算を作成するときのデータに基づいて、正確に積算したというふうに考えております。ただし、死亡の方につきましては、急に出たりするもので、確かな伸びというのが、ちょっと計り知れませんが、状況によっては、補正において人数の変更をお願いすることもあるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○23番 後藤政行君 さっきの補正で700人も当初の計画よりも増えたわけなんですけれども、何か特別それは理由が無いわけですね。1割以上も死亡者が増えたわけなんですけれども、当初の見積もりがあまりにも甘かったんじゃないかと思う訳です。その辺については、どうでしょう。

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) ご指摘のとおり、見込みにつきましては、ちょっと甘かった部分もございまして、制度最初の年という事もございまして、見積もりが、積算がちょっと巧くいかなかった部分も事実でございます。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 他にございますか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 秋山詔樹君

○14番 秋山詔樹君 14番 秋山詔樹でございます。1点だけちょっと確認といたしますか、もう一度お聞きしたい点がございます。

条例の一部改正の説明によりまして、平成22年度と平成23年度の保険料率が、据え置かれるということは分かりました。そういうことによつて、高齢者の方々ご自身にとつてもですね、保険料の軽減制度の延長などが図られるなかで、負担増しにならなくて良かったと、議員としても1人の県民としても、安堵しているところでもございますけれども、そういう点で、然しながらですね、負担増しにならないことで、条例には賛成しているわけでございますけれども、広域連合の運営ということの中で1点お聞きしたいと思います。

提案されましたですね、特別会計の当初予算の歳出、保険給付費にあるように、医療費は前年比5.3%余り増えているということでありまして、先程の事務局の説明でも、高齢化による対象者の増と伴に、医療費も増えていくということに成るわけでございます。そういうことにおきまして、保険料を抑えることによる不足分を、先程の全員協議会の中でプリントを配布していただく中で説明していただきましたので、良く分かっているわけでございますけれども、そういう中で、剰余金を充てるという事をお聞きしております。

その剰余金、投入額は10億6,800万位ですね。21年度剰余金見込み額が、11億1,000万位という事ですから、これを差し引きますと、余る剰余金は3,400万弱位に成っちゃうわけでございます。

そういうことですね、単純計算にしても、毎月ですね、月70億近い医療費を支出する会計だと、私の自分の計算だと思うわけですが、今年度もインフルエンザ等も流行というようなことも一様ありまして、心配されて来たわけでございますけれども、こういった点につきまして、事務局の皆さんが十分ですね、見込み、検討を重ねての提案だろうとは思いますが、たまたま見込みでございますから、見込みが違った、悪い方へ行った場合にですね、このような状況の金額で、何か有った時に本当に賄えるのかどうか。こういう事の中で、これを出してきたのかを、再度確認をしたいと思います。

●議長(斉藤憲二君) 島口事務局長。

○事務局長(島口昇君) 秋山議員さんのご質問に、お答えいたします。剰余金の投入が、10億6,800万円ということで、剰余金が11億という中で、まあ、大丈夫かというご質問だと思いますが、これは、国からの指示で、全国的に今回行われるわけですが、一番の理由は景気低迷による対策と考えられますが、20年度、21年度の医療費が予想よりは少なかったという事で、たまたま剰余金ができました。そう言ったことで、まあ当分は大丈夫と考えますが、2年後についてどうかという事については、今後の医療費の動向を見ていく必要があるかと思つています。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 14番 秋山詔樹君。

○14番 秋山詔樹君 まあ、多分そう言うんではなかろうかと思つていたわけですが、これで足りない場合は、財政安定化基金というものを使つていくと、ここに書いてあるわけですね。

ただ、この財政安定化基金というのはですね、3分の1ずつですね、国と県と広域連合と。

まあ、こういうことにしても、ここに、広域連合拠出金が2年度で、これでいきますと1億4,400万位ですから、推計しますと4億4千万位しか無いわけでございます、合計しても4億位、月に70億位医療費が掛かっていると。このようなバランスの中で、先程、国からの指示という事もありますので、これ以上はお聞きしませんけれども、何せ健全経営というのも、また必要でございます。この中で、特に2年度上がらないという事で、本当に安堵しているわけですから、この辺で終わりますけれど、是非、健全経営には、今後とも鋭意努力する中での、予算設計をしていただきたいと思います。要望して終わりたいと思つています。

●議長(斉藤憲二君) 他にございますか。

『「はい、議長」との声』

●議長(斉藤憲二君) 4番 大村政啓君。

○4番 大村政啓君 只今上程されております議案の中でもつて、歳入の方ですが、特別会計のね。市町村の支出金というのがありますけれど、参考資料の方を見ると分かりやすいんですけど、

市町村で徴収した保険料、ここに収納率99.2%、見込みとあるわけでありまして、ご承知のとおり、

冒頭お話があったように、発足して間もないわけでありませうけれど、これについては殆どが、所謂年金からの天引きということでありませうけれども0.8%、満額っていう訳には、100%徴収ってことは有得ないわけでありませうけれど、これにつきまして21年度と20年度、発足してから3年目に入るんですけれども、この面についての、所謂0.8%減という事ですけれども、これについては、徴収できない大きな理由は主にどんなものがありますか。

これが、1点ですね。それから2点目に、先程、23番の後藤議員から話がありましたけれども、葬祭の関係ですけれども、これは市町村で有ります国保と同じように、亡くなった場合には5万円の葬祭費ということでありませうけれども、さっき前年度の実績が6,330件ということで、今年ですと6,417件という事で、先程話があったように700も増えたという事ですけれども、その数字から数字を引いた場合においては、100件未満の増という事に成っておりますけれども、その積算といえますか、見直しについて、この位の事であとは補正で盛ればいいのか、お金が有るからそれからですね5万円ずつ亡くなった町村から来た場合には払えばいいという事ですか、それとも急激に700人増の、さっき説明が有ったんですけれども、これについては6,417人というかなり細かい数字でもって、ここに有るんですけれども、その辺の積算はどのように見られたのか、23番議員と重複するような質問でありますけれども、その2点についてお尋ねをいたします。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長。

○広域連合長(宮島雅展君) 詳しい説明は事務局にさせますけれどね、この広域連合の予算の組立自身が、今まで長い歴史の中で運営されていないから、それと病気に対する給付ですよ。だから、例えばインフルエンザが起って、いっぱいの人たちが、お年寄りたちがそれに罹って亡くなれば、結構これ突出して、こうなる可能性もあるですよ。かと言って、かと言って最初から、そういうものが有るかどうかわからないのに、余計の分をたくさん貰っているというようなことは、今、皆が工夫して地方財政を遣っているときに、出来ないじゃあないですか。

だから、拙い経験って言うんですか、年数から言えば2年しか無いだから、その中で、国や県の意見を頂いたりしながら、まあ、この位で良いだろうという所で決めているというところが、実際言って実情なんですよ。

それより前に経験がずいぶん長い国保の連合会みたいなものが有れば、そこでもっていろいろ計算をして、じゃあこういうふうに、流感が流行った時と流行らない年じゃあ医療費に係る支払いも違うんですよ。そのようなことを参考に出来るけれど、今の状態では、積み重ねたものが2年程しか無い中で、予想が出来るのは、いろいろなことを勘案をしながら遣る程度のことしか出来なくて、大目に貰っておけば間違いないというような予算は組みにくいところでありませうね、そんなことも鑑みながら遣っていただきたいなど、そんなふうに思います。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長。

○事務局次長(小川和仁君) はい、保険料の収納に関する0.8%の方達という内容でございますけれども、制度上につきまして、この保険料を支払いいただくことをご理解いただけない方というのが、主な内容になっております。

それから、死亡される方の見込みの数字につきましては、先程、75歳に到達される9,300人程の方もいらっしゃると言いましたけれども、この中でも亡くなってしまう方もいるという事で、データの確かに不足のところもありますので、若干の差が出てきておりますけれども、これにつきましては、ご了承いただきたいというふうに考えております。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 4番 大村政啓君、良いですか。

『「はい、議長」との声』

●議長(斉藤憲二君) 4番 大村政啓君。

○4番 大村政啓君 全体的には、今の答弁が有ったとおりで良いと思いますけれども、何れにいたしましても、先程、話をしましたとおり、発足して間もないという事で、いろいろ試行錯誤しながら進めて、事務局ではかなりご苦労いただいていることは、この議会の度に資料を見て良く分かりますけれど

も。

とにかく、一般的には、家にも 97 歳の母が居るんですけども、傍に 3 人程同じ位の年齢の方が家に遊びに来ます、その時に、非常に僅かな年金から沢山引かれて、大変じゃんけねと。

まあ、孫という時代じゃあなくて、曾孫に何かお年玉でも遣ろうと思ったけれども、みんな引かれちゃって、本当に無いじゃんけというような、まあ、田舎言葉で大変恐縮に存じますけれども、非常に、高齢者からですね、この制度について、先程答弁が有りましたとおりで、この制度に納得しない方が有るということでもありますけれども、それには、いっぱい理由が、項目別に有ろうかと思えますけれども、この制度を 1 日も早く、良く対象者に説明すると言う話も、何時かしたとおりでありますけれども、非常に、これはやはり評判の悪い、はっきり言って評判の悪い制度でありました。十分な制度が組み立てぬまま、見切り発車しちゃった状態が多かったというのが、新聞を見ても或いはテレビを見てもですね、まあ、これは決して誉められる状態で無いので、この後また、意見書の関係もあるようでもありますけれども、私もそんなことを感じている一人でありますから、これは、与党、野党問わず、国の所謂、立法府で制度を作るわけですから、その時にですね、本当に対象者の納得いくような制度でなければならぬということ、私が、冒頭ここに出席した時にも話したとおりでありますけれども、それから約 1 年経っておりますが、非常に不人気であります。

今後でもですね、ここで話をしても、それが国には通じていませんけれども、一応、20 万人以上の方々がですね、これに参加といいますか、対象者でありますから、これからも、事務局でも、所謂、会議とか制度の説明とか、いろいろ有ると思えますけれども。いろいろ国の制度は、この後期高齢者だけではなく、制度があまりにもですねクルクルいろいろ変わり過ぎて、現場では大変なようです。

是非、一つ、同じような質問でいけませんけれども、この制度につきましては、良いところはこれを伸ばすんですけども、悪いところはどんどんどんどん改良して、制度として立派なものを作ってもらいように、これからも心掛けてもらいたいと思えますけれども、是非、一つ、立場、立場の中で、ご研究を頂いて、この制度の\_\_\_\_\_を凶ってもらいたいという事をお願いいたしまして、質問を終わります。

●議長(斉藤憲二君) 他にございますか。無いようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。よって「議案第 6 号」は。

挙手多数であります。失礼しました、挙手多数であります。従って、「議案第 6 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 【日程第 11 請願第 1 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 11 請願第 1 号「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願について」でございます。

本請願の取り扱いについてでございますが、「議会申し合わせ事項」第 33 項の規定により、本請願を議題とすること及び、議会会議規則第 111 条ただし書きにより、委員会付託を省略することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

それでは、請願要旨について、紹介議員である深澤議員から説明を求めます。深澤平助君。

○20 番 深澤平助君 それでは、説明というよりは、もう既に請願書そのものが、皆さんに渡っておりますので、もう眼を通しておられると思います。

したがって、私は、この請願について、紹介議員という事でもありますから、賛成の討論を行います。提案された、後期高齢者医療制度の廃止を求める請願に、賛成をいたします。

そもそも、この制度は、構造的な欠陥を持った制度だと思います。人間 75 歳とも成りますと、殆ど

の人が、何らかの病気に罹るとか、或いは常時、薬を服用しなくてはならないとか、いろいろと体に障害が出てくるものです。しかも、高齢者の収入と言えば、少ない年金だけです。

このように、この制度は全く実態にそぐわない、そう言う制度で、この2年間の経過によっても、そのことが実証されたと思います。

今年は、保険料改定の年という事で、保険料の引き上げが問題になっておりますが、高齢者の多くは、保険料の値上げも困るが、こんな年寄り泣かせの制度は止めてくれと。これが、共通した、皆の、高齢者の言っていることだと思うんです。

昨年4月には、参議院において廃止決議まで行われております。年寄りは早く死ねというのかと言う怒りを浴びているこの制度は、もう直ちに廃止し、この請願内容にもありますように、元の老人保健に戻すことが妥当だと思います。

どうか、お集まりの各議員の皆さんも真剣に考えて、この請願に賛同されますようお願いをいたしまして、請願賛成の討論といたします。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 既に討論に入りましたので、説明者に対する或いは、今の討論に対する質疑、或いは、討論はございますか。

『「はい、議長」との声』

●議長(斉藤憲二君) はい、後藤政行君。

○23番 後藤政行君 紹介議員は、いきなり賛成討論をしていますけれども、紹介議員に質問します。

本請願については、以前にも同様の請願が、確か2回ほどありますが、社会保障推進協議会なる団体の本来の事業目的及び事業規模はどのようなものか。また、会長を含め、数名の職員がいるように見えますが、これらの構成員や、これらを維持するには、どのような収入源に頼っているのか、紹介議員の把握している範囲で良いので、回答または説明を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 深澤平助君。

○20番 深澤平助君 はい。請願者の三浦さんですか、請願者、これは山梨県には、いろいろ民主的な団体がございます、そう言う、特に医療関係の団体が、そういう社会保障制度の改正を目指す、民主的な医療制度を目指すとかという、そういう人たちの集まりでございまして、かなり相当の人数だと思っております。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君。

○23番 後藤政行君 紹介議員は不明確な回答でありまして、良く理解できません。

何か、この請願の内容を見ますと、弱者を救済するような団体のようにも見えるわけです。

質問は終わりますが、反対討論をしてよろしいでしょうか。

●議長(斉藤憲二君) はい。結構です、どうぞ。

○23番 後藤政行君 本請願について、反対の立場で討論を行います。

本件については、私、前回の定例議会の一般質問でも主張しています。本制度は、平成20年4月より施行され、当初は保険料の額を始め多くの不平不満、批判が有ったが、低所得者を対象とした保険料の軽減措置、所謂、弱者の救済など数回に及ぶ制度の見直しを行い、最近では、本制度も理解され、被保険者からの苦情も殆ど無くなったと理解しているものであります。

また、本請願書を良く熟読してみれば、本後期高齢者医療制度が悪法の如きであると公言しているのであるが、保険給付である医療給付の観点からすると、旧法である老人制度と同様に医療給付を受けられる制度であり、大きな違いは無いわけであります。旧法との相違点は、被用者保険制度の被扶養者など、今まで保険料を支払っていなかった人たちを含め、全員が負担しなければならなくなったという事だと思っております。

私は、この件については、止むを得ない措置だと考えておるのであります。それは、受益者である高齢者にも、それ相応の負担をお願いして、将来持続可能な保険制度を確立するために制定されたものだからです。

また、請願人が請願書の中で、次のように指摘しています。

本制度では、2年ごとに保険料が見直しがされます。また、高齢者の数や医療費が増えれば保険料が高くなる仕組みになっています。このように指摘しているのであるが、一見このような主張は、弱者を

救済するための主張のようにも見えるが、その財源をどこに負担するのかについても明確な説明が全く見えない、無責任のようにも見えます。

結論を申しあげます。旧法である老人保健制度に戻したとしても、全く無意味であります。定着してきた、本制度を廃止すれば、現場サイドは大混乱に陥り、また、被保険者についても、そのような困惑する状態を希望しているわけではありません。

依って、本請願書の採決について、斉藤議長におかれましては、議長席において、挙手少数のため否決するとの裁決を求めるものであります。以上で、反対の討論を終了します。

●議長(斉藤憲二君) その他、ございますか。無いようでありますので、質疑まだありますか。

質疑、討論を終結いたします。それでは、採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号の「後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願について」、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手少数であります。

よって「請願第1号」は不採択と決定いたしました

---

#### 【条項、字句等の整理】

●議長(斉藤憲二君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

---

#### 【閉会】

●議長(斉藤憲二君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成22年第1回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長                      斉藤 憲二

署名議員                      深澤 平助

署名議員                      大村 政啓